

ご注意ください！トラックにオフション装置等を装着する前に

平成 29 年度から、安全装置、ドライブレコーダー、EMS 等々の導入にあたり、その装着状況を確認するために、各機器のシリアルナンバー(製造番号)を装着証明書に記載するように制度を改めております。(平成 29 年度 各種助成事業編 助成金申請書記入上の注意事項 6 参照)

シリアルナンバーは、原則的に保証書に記載又は機器本体にシール等で貼付されておりますので、シリアルナンバーの記載されている保証書の写し若しくは機器本体に貼付されているシリアルナンバーを写真撮影し、装着証明書に添付し、交付金申請書類とともに事務局に提出願います。

特に、機器本体にシリアルナンバーが直接シールにて貼付されている場合に、写真撮影前にトラックに同機器を装着しますと、撮影が困難になる場合があります、交付金申請に支障をきたす場合がありますので、機器の装着に前に手順を踏まえ十分注意されますよう願います。